

事務連絡  
令和元年6月27日(木)

八戸交通圏準特定地域協議会構成員 各位

八戸交通圏準特定地域協議会  
会長 柏谷 至

八戸交通圏準特定地域協議会の意見書提出について（報告）

標記について、東北運輸局長より令和元年6月4日付け東自旅二第168号「運賃の範囲の指定に関する通知について」があり、八戸交通圏準特定地域協議会を  
書面協議により開催いたしました。

構成員の方々から意見を頂戴し、集約した結果を6月26日付け別紙のとおり  
青森運輸支局を經由し東北運輸局へ提出しましたことをご報告いたします。

また、協議の概要などは以下のとおりとなっております。

1. 開催日時・場所 令和元年6月21日(金) 書面協議

2. 議 題 議案第1号 公定幅運賃の範囲の指定について  
(消費税の転嫁)

3. 協議の概要

構成員区分	距離制運賃の初乗 距離短縮について	時間制運賃の加算 時間短縮について
① 会長	要望しません	要望します
② タクシー事業者	要望しません	要望します
③ ①及び②以外の構成員	要望しません	要望します
結 果	要望しません	要望します

4. 議 決 事 項 別紙のとおり



令和元年6月26日

東北運輸局長 殿

八戸交通圏準特定地域協議会  
会長 柏谷



運賃の範囲の指定に関する通知について（回答）

令和元年6月4日付け東自旅二第168号をもって通知があった運賃の範囲の指定については、協議会設置要綱第5条第16項の規定により書面による協議会を令和元年6月21日付けで開催し、協議した結果、構成員の同意を得ましたので、異議ありません。

なお、初乗距離を短縮する距離制運賃については要望いたしません。又、加算時間を短縮する時間制運賃については10分単位としたいので、要望いたします。

